

(独)国立病院機構 不要財産(廃止した7病院の跡地)の国庫納付について

1 現物による国庫納付に係る不要財産の内容

別紙のとおり

※旧金沢若松病院跡地については、第三者より取得希望があることから、国立病院機構で売却を行い、譲渡収入を国庫納付(独立行政法人通則法第46条の2第2項)することも検討している。

2 不要財産と認められる理由

当該資産は、国立病院・療養所の再編成計画に基づき、以下のとおり廃止した病院跡地である。病院の廃止決定以降、国立病院機構としては、公用・公共用の事業に供するよう自治体等の意向を確認する等、有効活用に図るために努めてきた。

しかしながら、当該資産については、今後の国立病院機構としての後利用計画はないこと、また自治体等による後利用の見込みもないことから、国立病院機構にとって、将来にわたり業務を確実に実施する上で必要ではないと判断し、不要財産として国庫納付することとした。

なお、当該資産については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)において、国庫納付することと措置されている。

○旧十勝病院

平成16年3月1日 国立療養所帯広病院と統合により廃止

○旧登別病院

平成14年6月1日 廃止

○旧西甲府病院

平成16年10月1日 国立病院機構甲府病院と統合により廃止

○旧岐阜病院

平成17年3月1日 国立病院機構長良医療センターと統合により廃止

○旧金沢若松病院

平成17年7月1日 国立病院機構医王病院と統合により廃止

○旧鳥取病院

平成17年7月1日 国立病院機構鳥取医療センターと統合により廃止

○旧筑後病院

平成16年12月1日 国立病院機構大牟田病院と統合により廃止

3 当該不要財産の取得の日及び申請の日における不要財産の帳簿価額

病院名	種別	取得日の帳簿価額	申請日の帳簿価額
旧十勝病院	土地	163,920,000 円	163,920,000 円
旧登別病院	土地	535,690,000 円	535,690,000 円
旧西甲府病院	土地	369,340,000 円	369,340,000 円
	建物等	184,677,628 円	256 円
旧岐阜病院	土地	1,032,429,437 円	1,032,429,437 円
旧金沢若松病院	土地	1,111,863,469 円	1,111,863,469 円
旧鳥取病院	土地	1,730,000,000 円	1,730,000,000 円
旧筑後病院	土地	738,239,991 円	738,239,991 円
合計		5,866,160,525 円	5,681,483,153 円

4 当該不要財産の取得に係る出資又は支出の額、会計の区分その他の内容

別紙のとおり

5 現物による国庫納付の予定時期

財務省等、関係部局との手続きが完了次第速やかに納付を行う

6 その他必要な事項

参考資料 不要財産の国庫納付 関係条文

対象物件一覧

法人名:独立行政法人国立病院機構

No.	旧施設名	所在地	帰属会計	区分	種目・種類	構造	面積 (建物は 延床面積) m ²	帳簿価額 (出資時H16.4.1) 円	帳簿価額 (H23.2現在) 円
1	旧十勝病院	北海道河東郡音更町中鈴蘭元町2	国立病院特別会計	土地	宅地	—	50,335.02	163,920,000	163,920,000
2	旧登別病院	北海道登別市登別温泉町5	国立病院特別会計	土地	宅地	—	18,282.82	535,690,000	535,690,000
3	旧西甲府病院	山梨県甲府市山宮町3368	国立病院特別会計	土地	宅地	—	50,496.64	369,340,000	369,340,000
				建物・構築物	病棟等	外来治療棟 病棟 R C 2 階建、 R C 5 階建ほか	8,162.93	184,677,628	256
4	旧岐阜病院	岐阜県岐阜市日野東5-1-1	国立病院特別会計	土地	宅地	—	30,096.64	1,032,429,437	1,032,429,437
5	旧金沢若松病院	石川県金沢市若松町七103-1	国立病院特別会計	土地	宅地	—	35,766.96	1,111,863,469	1,111,863,469
6	旧鳥取病院	鳥取県鳥取市国府町新通 3-301	国立病院特別会計	土地	宅地	—	35,460.76	1,730,000,000	1,730,000,000
7	旧筑後病院	福岡県筑後市大字蔵数515	国立病院特別会計	土地	宅地	—	43,768.73	738,239,991	738,239,991
合計							272,370.50	5,866,160,525	5,681,483,153

不要財産の国庫納付 関係条文

◎独立行政法人通則法(平成 11 年 7 月 16 日法律第 103 号)(抜粋)

(財産的基礎等)

第八条 独立行政法人は、その業務を確実に実施するために必要な資本金その他の財産的基礎を有しなければならない。

2 政府は、その業務を確実に実施させるために必要があると認めるときは、個別法で定めるところにより、各独立行政法人に出資することができる。

3 独立行政法人は、業務の見直し、社会経済情勢の変化その他の事由により、その保有する重要な財産であって主務省令(当該独立行政法人を所管する内閣府又は各省の内閣府令又は省令をいう。以下同じ。)で定めるものが将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がなくなつたと認められる場合には、第四十六条の二又は第四十六条の三の規定により、当該財産(以下「不要財産」という。)を処分しなければならない。

(不要財産に係る国庫納付等)

第四十六条の二 独立行政法人は、不要財産であつて、政府からの出資又は支出(金銭の出資に該当するものを除く。)に係るもの(以下この条において「政府出資等に係る不要財産」という。)については、遅滞なく、主務大臣の認可を受けて、これを国庫に納付するものとする。ただし、中期計画において第三十条第二項第四号の二の計画を定めた場合であつて、その計画に従つて当該政府出資等に係る不要財産を国庫に納付するときは、主務大臣の認可を受けることを要しない。

2 独立行政法人は、前項の規定による政府出資等に係る不要財産(金銭を除く。以下この項及び次項において同じ。)の国庫への納付に代えて、主務大臣の認可を受けて、政府出資等に係る不要財産を譲渡し、これにより生じた収入の額(当該財産の帳簿価額を超える額(次項において「簿価超過額」という。))がある場合には、その額を除く。)の範囲内で主務大臣が定める基準により算定した金額を国庫に納付することができる。ただし、中期計画において第三十条第二項第四号の二の計画を定めた場合であつて、その計画に従つて当該金額を国庫に納付するときは、主務大臣の認可を受けることを要しない。

3 独立行政法人は、前項の場合において、政府出資等に係る不要財産の譲渡により生じた簿価超過額があるときは、遅滞なく、これを国庫に納付するものとする。ただし、その全部又

は一部の金額について国庫に納付しないことについて主務大臣の認可を受けた場合における当該認可を受けた金額については、この限りでない。

- 4 独立行政法人が第一項又は第二項の規定による国庫への納付をした場合において、当該納付に係る政府出資等に係る不要財産が政府からの出資に係るものであるときは、当該独立行政法人の資本金のうち当該納付に係る政府出資等に係る不要財産に係る部分として主務大臣が定める金額については、当該独立行政法人に対する政府からの出資はなかったものとし、当該独立行政法人は、その額により資本金を減少するものとする。
- 5 主務大臣は、第一項、第二項又は第三項ただし書の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かななければならない。
- 6 前各項に定めるもののほか、政府出資等に係る不要財産の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

◎独立行政法人の組織、運営並びに管理に係る共通的な事項に関する政令

(平成 12 年 6 月 7 日政令第 316 号)(抜粋)

(不要財産の国庫納付)

第二条の二 独立行政法人は、通則法第四十六条の二第一項の規定による政府出資等に係る不要財産の国庫納付(以下この項及び次条第一項において「現物による国庫納付」という。)について、通則法第四十六条の二第一項本文の規定により認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。

- 一 現物による国庫納付に係る不要財産の内容
 - 二 不要財産と認められる理由
 - 三 当該不要財産の取得の日及び申請の日における不要財産の帳簿価額(現金及び預金にあっては、取得の日及び申請の日におけるその額)
 - 四 当該不要財産の取得に係る出資又は支出の額、会計の区分その他その内容
 - 五 現物による国庫納付の予定時期
 - 六 その他必要な事項
- 2 独立行政法人は、通則法第四十六条の二第一項本文の認可を受けたときは、主務大臣の指定する期日までに、当該不要財産を国庫に納付するものとする。

国立病院機構発財第0301003号

平成 23 年 3 月 1 日

厚生労働大臣
細川 律夫 殿

独立行政法人国立病院機構

理事長 矢崎 義雄



不要財産の現物による国庫納付について

独立行政法人国立病院機構が所有する下記の不要財産の現物による国庫納付に係る独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第46条の2第1項の規定に基づく認可について、同法及び独立行政法人の組織、運営並びに管理に係る共通的な事項に関する政令(平成12年政令第316号)第2条の2の規定に基づき、別添のとおり認可申請いたします。

記

1. 旧十勝病院(土地)
2. 旧登別病院(土地)
3. 旧西甲府病院(土地、建物)
4. 旧岐阜病院(土地)
5. 旧金沢若松病院(土地)
6. 旧鳥取病院(土地)
7. 旧筑後病院(土地)